

広島県教育委員会教育長訓令第七号

県立学校

広島県立学校の事務室の所掌に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十八日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県立学校の事務室の所掌に関する規程の一部を改正する訓令

広島県立学校の事務室の所掌に関する規程（昭和六十年広島県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条（趣旨） この規程は、広島県立高等学校等管理規則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第二号。以下「管理規則」という。）第十三条の三第四項の規定に基づき、事務室における所掌事務に関して、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条（事務室の所掌事務等） 管理規則第十三条の三第四項の規定により定める事務室の所掌事務並びに係の設置及びその分掌事務は、別に定めるもののほか、おおむね、別表のとおりとする。</p> <p>2（略）</p>	<p>第一条（趣旨） この規程は、広島県立高等学校等管理規則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第二号。以下「管理規則」という。）第十三条の二第四項の規定に基づき、事務室における所掌事務に関して、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条（事務室の所掌事務等） 管理規則第十三条の二第四項の規定により定める事務室の所掌事務並びに係の設置及びその分掌事務は、別に定めるもののほか、おおむね、別表のとおりとする。</p> <p>2（略）</p>

附 則

この教育委員会教育長会訓令は、令和六年四月一日から施行する。